



六都県・最初の控訴審「判決」にご参集を!

3月29日(金)午後1時30分

ハッ場ダム住民訴訟 東京裁判 判決

東京高裁1階 101号大法廷 (地下鉄霞ヶ関駅A1出口徒歩1分)

傍聴は抽選となる可能性がありますのでお早めに。

思い返せば8年余り前、2004年11月22日、私たち(原告44名)は東京地裁にハッ場ダム公金支出差止を求める住民訴訟を提訴しました。群馬、栃木、茨城、千葉、埼玉の住民も同時期に各地裁に提訴し、2009年5月の東京地裁判決を先頭に不当判決が相次いだことから、東京高裁で各都県の控訴審が争われてきました。そして控訴審でも、この3月末、東京が最初の判決を受けることになりました。

証人申請をほとんど却下した裁判官に対して、私たちは忌避申立てを行いました(結果は棄却)、455ページに及ぶ最終準備書面を受けて、わずか3ヶ月で判決文を書くという姿勢にも全く誠意は感じられません。真実を追究してきたという揺るぎない自負を持って、私たちは判決を受けます。大勢の方に傍聴いただき、この重要な司法判断を、多くの目で確認して頂きたいと思います。

河川行政等について精力的な取材、研究、発信を続けているまさのあつこさんが、ご自身のブログ「晴れの日楽しく、雨の日静かに」で、12月21日の結審について臨場感あふれるレポートを書かれているので、ぜひお読み下さい。(深澤)

ハッ場ダム控訴審(東京都)の結審

まさのあつこ(ジャーナリスト)

一つの時代が終わったかのようにハッ場ダム住民訴訟の控訴審が結審した。治水、利水、地すべりの危険性、そして環境の観点から弁護団が最後の弁論を展開した後、それを高橋利明弁護士がまとめた。それをさらにかいつまむと以下の通りである。

【利水の必要性について】東京都の水需要はここ20年間で減少の一途をたどっている。1992年に一日最大配水量は617万m³だったのが、年々減少し、2012年には469万m³に落ちこんだ。東京都が抱える水源は618万m³で、多摩地区で使われている地下水を含めれば687m³もある。余剰分は水需要の46%だ。ところが、東京都は35年以上前のデータを使い、水需要が伸びると言うが、この20年間の減少を見ればあり得ない。

【治水の必要性について】利根川の治水計画は、昭和22年のカスリーン台風洪水を前提に昭和55年にできている。そのとき八斗島（やったじま）という基準となる地点で流れる「基本高水流量」をそれまでの1万7000m³から2万2000m³に引き上げた。引き上げの理由は、上流で氾濫したであろう洪水が河道改修で氾濫せずに流れるようになると、基準点を流れる量が増える、都市化によって土壌に染みこむより川に流れ込む量が増えたとか様々だった。しかし、弁護士たちが現場を歩き、調べを進めていくと、上流で氾濫しないための「河道改修」は行われた事実もなければ計画も存在しなかった。また、上流で氾濫したという根拠も、高崎市役所が建つ高台まで浸水するようなあり得ない「洪水、山に上る」話だった。

【地すべりリスクへの対応】住民の移転先である代替地やダム予定地の湖岸における地すべりの危険性は以前から指摘されてきたが、国交省は3カ所しか対策しないと述べてきた。ところが2010年10月に開始されたハッ場ダム建設事業の検証でそれを見直し、対策工事は16カ所で必要であることになった。以前の調査や対策工事がいかにずさんだったかを物語り、現在のリスク評価も信用できるわけがない。

締めくくりに高橋弁護士はこう付け加えた。結審にあたり裁判所に望むことがある。我々が掘り起こし提起した事実を正視して欲しい。一番の判決で裁判官は、ハッ場ダムが必要になる条件は、1) 上流で河道改修がなされた場合であること、2) それが容易に実現しない事実を認めた。そして、3) 上流で河道改修がなされない場合は、ダム建設が不要であることも理解した上で、4) 「河道整備がされる可能性が皆無ではない」という理由で住民敗訴にした。しかし、これでは裁判官が治水計画を立ててしまったようなものだ。だから事実に基づいた判断をして欲しい。

その結びのことが終わると、裁判官は、冒頭で地すべりに関する新たな証言の機会を申請されたが、これを拒否して「審理を終結する」と述べ、判決は平成25年3月29日1時半からだと告げて終わった。あっけないものである。

起立、礼をして、法廷の扉が開けられた。原告団と弁護団と証人を務めた専門家、そして数名の記者は、終結にあたっての一つの区切りとして集うことになった。参議院議員会館に向かう途中、行政訴訟に明るい研究者に話を伺うと、行政計画を「行政の裁量」ではなく「処分」と見なすようになれば行政訴訟が変わるだろうと言う。そうしたケースは出てきはじめているがどうなるだろう。裁判官もこの国を変える一人である。最終陳述を行った弁護士の一人は、その最後で何が裁判所に期待されているかを論じ、陳述書には書かれていなかった異例の一言を加えて結んだ。「私は裁判所に期待していない。しかし事実を踏まえた判決がかけるものなら、やってみろ！」

裁判官の「はい分かりました」という声が聞こえたという人もいるが、私はあっけにとられて耳を澄ましそびれてしまった。「期待していない」と述べた弁護士の裏側の気持ちを読んで、この国の司法のあり方を変えて欲しいものである。



説明会にて、左から大川、高橋、只野、坂本の弁護士各氏(撮影:まさの)→

各地の裁判日程

栃木	1月21日(月)	午後3時00分	東京高裁	第4民事部	(弁論準備)
群馬	1月22日(火)	午後2時30分	東京高裁	第11民事部	(進行協議)
千葉	1月25日(金)	午前11時00分	東京高裁	第22民事部	(進行協議)
茨城	2月13日(水)	午後3時30分	東京高裁	第10民事部	(進行協議)
栃木	3月11日(月)	午後1時10分	東京高裁	第4民事部	(弁論準備)
東京	3月29日(金)	午後1時30分	東京高裁	(判決)	101号法廷
埼玉	4月23日(火)	午後3時30分	東京高裁	第24民事部	(進行協議)
栃木	5月16日(木)	午後3時00分	東京高裁	第4民事部	(弁論準備)



開催報告 八ッ場ダム住民訴訟8周年報告集会 (12/9)

「ねつ造してまで八ッ場ダム? ーどうなる!! 利根川水系河川整備計画」

八ッ場ダムをストップさせる千葉の会 (集会事務局)

◆五十嵐敬喜さんには「公共事業は止められるか?」というテーマで人口減社会、財政難の時代を迎え、つくる時代からこわす時代へと転換し、ダム撤去を例に「生物が蘇る、新しい生命を生み出す」新たな公共事業像、公共事業を中止する法的手続きの必要性、公共事業基本法の制定などについて最近の政治情勢に絡めて、ご講演いただきました。

◆関良基さんの演題は、そのものズバリ「利根川・江戸川有識者会議の欺瞞」。この9月に4年半ぶりに再会された同会議メンバーに大熊孝さんとともに新たに加わり、この間の御用学者や河川官僚との攻防や「東大話法」という切り口で会議を分析するなど、熱気あふれるお話でした。

◆八ッ場ダム裁判の論理的支柱、我らの嶋津暉之さんからは「八ッ場ダム問題をめぐる経過と今後の展開」のご報告。

◆弁護団からは、開会および閉会あいさつを高橋弁護団長、大川副団長の2トップがしっかりとまとめてくださいました。また、今回は大木事務局長はじめ各地弁護団の皆さんに裁判報告をお願いし、治水、利水、地滑り、埋蔵文化財、思川開発など7人の弁護士さんに論点、争点を分かりやすく解説していただきました。8年もの長きにわたり、変わらぬ信念と正義感で私たち原告団を支えていただき、改めてお礼申し上げます。

◆各都県の会の報告からは、それぞれの裁判や活動の地域性、特徴などを再認識することができました。

◆最後の集会アピールは、来る衆院選を目前に河川整備計画が急ぎ進められていること、12月21日東京高裁での東京裁判の行方も含めて厳しい状況ですが、八ッ場ダム中止を求めて粘り強く闘いを続けようと参加者一同、誓いました。

◆報告者も多彩で充実した集会でしたが、参加者は94名でした。選挙や他の集会で参加できなかった方も多い中、ご来場下さった皆様、ありがとうございました!



▲五十嵐先生(撮影:佐藤守)

今後の予定

★八ッ場あしたの会シンポ

“八ッ場ダムは今 「利根川治水の争点」と「ダム予定地の遺跡」 ”

1月12日(土曜日)午後1時半-4時半

参加費:800円(資料代含む)

北とぴあ スカイホール 北区王子本町 1-15-22

問い合わせ:群馬事務局

027-253-6706, 090-4612-7073



会費納入用振替用紙
同封させていただきました。

★八ッ場ダムをストップさせる東京の会 第9回 総会

2月2日(土)午後2時~4時

豊島区生活産業プラザ・エコとしま

(池袋駅東口徒歩7分)

豊島区東池袋 1-20-15 Tel 03-5992-7011

厳しい現状を踏まえ「都知事、都議会に求めていくべきこと」について話し合いたいと思います。

選挙について

先の都知事選では、八ッ場ダム再検証を掲げた宇都宮氏を多くの市民が勝手連で応援しましたが、残念ながら、石原前知事の方針を継承する猪瀬氏が当選しました。また衆議院選挙では、これまで八ッ場ダム再開阻止とダム中止後の生活再建支援法策定に尽力してきた多くの民主党、社民党等の議員が落選しました。その中で共産党の塩川議員が当選したことは幸いでしたが… 夏の都議選、参院選は、この危機的な状況を挽回するチャンスです。市民一人一人が政治をあきらめず、参画していくことがますます重要になってきたのではないのでしょうか。覚悟を求められる新年です。(深澤)

ウナギが聞ろ!

利根川シンポジウム

生物多様性から考える 利根川水系河川整備計画

今や絶滅危惧種に指定されようとしているニホンウナギ。利根川はかつて全国の1/3のウナギの漁獲を誇る川でした。河口から山あいまで、随所で採れる多様な生物を育む自然豊かな川でした。

しかし、ダムや河口堰の建設、霞ヶ浦の人工貯水池化が進められるなど、次々と人の手による改変が行われ、利根川の自然は昔の面影を失ってきました。

今、国土交通省がその利根川の環境を左右する「利根川水系河川整備計画」を作ろうとしています。そこには生物多様性から利根川のあり方を考える視点は見あたりません。ウナギに象徴される利根川の豊かな自然を取り戻すためには河川整備計画をどのように策定すべきでしょうか。

生物多様性の視点から利根川を考えるシンポジウムを開きます。是非、ご参加ください。

日時 2013年1月19日(土) 13:30~16:30

会場 全水道会館・大会議室(4階)

〒113-0033 東京都文京区本郷 1-4-1 TEL 03-3816-4132

JR水道橋駅 東口(お茶の水寄り)徒歩2分

都営地下鉄三田線水道橋駅A1出口 徒歩1分



参加費 500円

プログラム

(敬称略)

司会 まさのあつこ (ジャーナリスト)

報告と問題提起

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| ○ 利根川水系河川整備計画の策定をめぐる経過 | 嶋津暉之 (利根川流域市民委員会) |
| ○ 利根川をラムサール条約湿地へ! | 浅野正富 (ラムサール・ネットワーク日本) |
| ○ ウナギが遡上するかつての利根川へ! | 浜田篤信 (元・茨城県内水面水産試験場長) |
| ○ 生物多様性の保全と河川整備計画 | 花輪伸一 (ラムサール・ネットワーク日本) |
| ○ 霞ヶ浦の自然を取り戻すために | 飯島博 (アサザ基金) |
| ○ 渡良瀬遊水池の湿地再生を! | 高松健比古 (渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会) |

討論

主催 利根川流域市民委員会、ラムサール・ネットワーク日本、水源開発問題全国連絡会

問い合わせ先

利根川流域市民委員会事務局 (深澤洋子) TEL & FAX 042-341-7524 携帯 080-5372-4084

八ッ場あしたの会群馬事務局 (渡辺洋子) TEL 027-253-6706